

## 条例の見直しに係る論点の整理について

仙台市障害者差別解消条例		国の動向				条例見直し等に係る論点	協議月	
		障害者差別解消法	障害者差別解消法の改正内容	基本方針	基本方針の改定の主な動向（障害者政策委員会の議論の状況）			
前文	前文							
第1章 総則	第1条 目的	第1条、第2条		第1、第2-1		現行の内容を踏襲しつつ、見直すべき点、新たに盛り込むべき点はあるか。【別添資料3-1】	8月	
	第2条 定義							
	第3条 障害を理由とする差別の解消の基本理念							
	第4条 市の責務	第3条、第5条、第10条	第3条 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加	第3、第5-1				
	第5条 事業者の責務	第5条、第11条	第8条 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化	第4、第5-3-（2）		事業者が行う合理的配慮の提供について、国の法律では罰則規定がない義務化となっているが、条例ではどのように実効性を確保していくか。【別添資料3-2】	8月	
第6条 市民の責務	第4条				現行の内容を踏襲しつつ、見直すべき視点、新たに盛り込むべき視点はあるか。【別添資料3-1】	8月		
第2章 障害を理由とする差別の禁止	第7条 不当な差別的取扱いの禁止	第7条、第8条、第13条		第2-2	不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例等を追加	主要な分野ごとに例示している不当な差別的取扱いの禁止項目について、見直すべき点、新たに盛り込むべき点はあるか。【別添資料3-3】	8月	
	第8条 市が行う合理的配慮	第7条、第13条		第2-3	・合理的配慮の提供義務違反になる例等を追加 ・環境の整備との関係を追加	現行の内容を踏襲しつつ、新たに見直すべき点、盛り込むべき点はあるか。【別添資料3-2】	8月	
	第9条 事業者が行う合理的配慮	第8条、第13条	第8条 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化	第2-3、第4	・合理的配慮の提供義務違反になる例等を追加 ・環境の整備との関係を追加	事業者が行う合理的配慮の提供について、国の法律では罰則規定がない義務化となっているが、条例ではどのように実効性を確保していくか。【別添資料3-2】	8月	
第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策等	第1節 基本的な施策	第10条 啓発活動及び交流の推進	第15条		第5-3		今後更なる障害理解の啓発活動や交流を推進するにあたり、どのような取り組みが必要か。	9月
		第11条 就労及び雇用に関する支援の充実	第13条				差別の解消のための基本的な施策について、新たに見直すべき点、盛り込むべき点はあるか。	9月
		第12条 意思疎通の支援の充実			第5-1			
		第13条 政策形成過程への参画の推進						
		第14条 関係機関との連携	第17条～第20条		第5-4			
第2節 差別に関する相談等	第15条 相談	第14条、第17条～第20条	第14条 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化	第5-2	・障害を理由とする差別に関する相談対応の基本的な考え方を追加 ・国及び地方公共団体の役割分担並びに連携・協力に向けた取組を追加 ・人材の確保・育成を追加	差別に関する相談体制について、国の法律の改正等も踏まえ見直すべき点、新たに盛り込むべき点はあるか。	9月	
	第16条 助言又はあっせんの求め	第14条		第5-2				
	第17条 助言又はあっせん	第14条		第5-2				
	第18条 勧告	第14条		第5-2				
	第19条 公表	第14条		第5-2				
	第20条 仙台市障害者差別相談調整委員会	第14条		第5-2				
		第6条、第9条、第12条、第16条	第6条 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加 第16条 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努める旨を明記	第5-5		※障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供については、第3章第1節の基本的な施策の中で議論する。	9月	